

災害事例
と
その対策
No.25

部材運搬中フォークリフトが転倒し、 ヘッドガードと地面に頭部を挟まれる

1. 事業の種類 木造家屋建築工事業
2. 労働者数 7名
3. 被災者 荷役運搬作業員 男性49歳 経験8年 勤続30年
4. 傷病名 頭蓋骨骨折及び脳挫傷（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災者Eは、乙製材所から甲建材に部材を運搬する作業に従事していた。
 - (2) 災害発生当日、午前8時30分頃、山の所有者Dが原木を搬入し、甲建材Aが木取り作業を開始し、乙製材所Bが帯のこで製材していた。
 - (3) 乙製材所Bの補助作業として、被災者Eと製材発注者Cと山の所有者Dが行った。その内容は、製材された部材の仕分けと製材時に出る廃材の整理等であった。
 - (4) Bは、製材された部材を甲建材のトラックに積込んだが、Bの積載方法に問題があったため、Eはフォークリフトで積替えを行い、午後も引き続き製材の仕分け作業を行っていた。
 - (5) 午後2時20分頃、CとDとEは、溜まった廃材を工場建屋内の廃材整理場所に整理し、結束した。
 - (6) 被災者Eは、結束した廃材（約1.5t）をフォークリフトに積み、工場建屋から南に約30m離れた廃材置き場に運ぼうとした。
 - (7) 被災者Eは、フォークリフトを運転して廃材置き場の直前で転倒し、フォークリフトのヘッドガード左側後部支柱と地面との間に頭部を挟まれ被災した。なお被災者Eはフォークリフト技能講習は未修了であった。

また、フォークリフトが走行していた路面は5度の傾斜があり、運転径路上に直径30cm、深さ、5cmのすり鉢状の窪みがあった。
6. 災害発生原因
 - (1) 被災者Eは、フォークリフト運転技能講習を修了しておらず、フォークリフトの運転が未熟であったこと。
 - (2) フォークリフトの走行路面に5度の傾斜があり、当該災害時において、約1.5tの荷を積載し、走行中のものと推測され、荷の積載の状態、走行速度等は明らかでないが、走行径路、速度等により偏荷重が作用し、安定を失い転倒したと推測される。
 - (3) 路面状に窪みがあり、それにタイヤが落ち、その反動でバランスを崩し転倒したものと推測される。
7. 災害防止対策
 - (1) フォークリフトを使用する業務は、必ずフォークリフト技能講習修了者を従事させること。
 - (2) たとえ作業計画がなくとも、事前に関係者で作業の手順を打ち合わせをしてから作業を始めること。
 - (3) 勾配のある箇所での作業・走行を行う場合は作業方法、走行径路を充分検討した上で作業を行うこと。

(4) フォークリフトを走行する路面は凹凸あるいは障害物のない良好な状態に保つこと。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ・ 第61条（就業制限）

事業者は、政令で定める業務については、都道府県の労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

＝労働安全衛生法施行令＝

- ・ 第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

11 最大荷重が1 t 以上のフォークリフトの運転の業務

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

